

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年2月1日、同社C工場における資格取得日に係る記録を31年7月31日に訂正し、両申立期間の標準報酬月額については、それぞれ28年1月25日から同年2月1日までは8,000円、31年7月31日から同年8月1日までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月25日から同年2月1日まで  
② 昭和31年7月31日から同年8月1日まで

申立期間①及び②については、それぞれA社B工場、同社D工場で勤務していたにもかかわらず、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、A社に入社した昭和25年4月から、平成2年9月に定年退職するまでの間、同社の各工場で途切れることなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及びA社が保管している「従業員台帳」などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和28年2月1日に同社B工場から同社D工場へ異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和27年12月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の記録、A社が保管している「従業員台帳」

並びに申立人及び同僚の供述から、申立人が申立期間において業務内容、勤務形態に変更は無く、継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社D工場は昭和31年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同工場において被保険者であった者は同年8月1日に同社C工場で被保険者資格を取得している。このことについて、事業主は「申立期間②当時の記録は残されていないが、当時の社会保険事務担当者が誤って届け出たと考えられる。勤務している途中で社会保険に加入させないことは無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社C工場における昭和31年8月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、申立期間①及び②当時の関係資料を保管していないため、両申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府のこれら保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のC社に係る標準報酬月額記録については、申立期間②のうち、平成15年1月及び同年6月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月30日から同年7月1日まで  
② 平成12年10月23日から20年9月1日まで

申立期間①については、私は昭和45年4月から平成9年6月末日までの間、A社（現在は、B社）で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所に対し、平成9年7月1日付けで退職する旨連絡したはずなので、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、私がC社から受取っていた給与額に比べ低くなっているため、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②における標準報酬月額については、申立事業所が保管している申立人に係る賃金台帳において確認できる報酬月額及び

保険料控除額から、当該期間のうちの平成15年1月及び同年6月は16万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所では、当時の保険料の控除状況等の詳細は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成13年1月から14年12月までの期間、15年2月から同年5月までの期間及び同年7月から20年8月までの期間（90か月間）における申立人の標準報酬月額については、前述の賃金台帳から、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額と同額、又はこれを超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わず、また、申立期間②のうち12年10月から同年12月までの期間については、前述した賃金台帳が無く、申立人の保険料控除額等が不明であるため、記録の訂正を認めるまでには至らない。

次に、申立期間①については、申立人が保管している平成9年7月分の給与支給明細書、B社が保管している同月分の給与台帳では、申立人が同年6月分の厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、当該事業所が申立人の資格喪失日をオンライン記録どおり、平成9年6月30日付けと届け出ていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所における離職日は、平成9年6月29日となっていることが確認できるのみである。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③におけるA社及び同社B工場に係る標準報酬月額  
の記録については、それぞれ昭和58年9月は22万円、同年11月から59  
年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、A社の事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する  
義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、一方の同社B工  
場の事業主は、申立期間③の同保険料を納付する義務を履行していないと認め  
られる（いずれの期間も、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除  
く。）。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除  
されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得  
日に係る記録を昭和58年10月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22  
万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務  
を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月1日から同年10月30日まで  
② 昭和58年10月30日から同年11月1日まで  
③ 昭和58年11月1日から59年10月1日まで

申立期間①及び③に係る標準報酬月額については、私が、それぞれA社の  
営業所、同社B工場の給与から控除されていた保険料控除額に見合った金額  
に比べ低くなっている。

しかし、これらのことは、保管している給料支給明細書で分かるので、申  
立期間①及び③の標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②については、私は、昭和40年4月から平成21年5月までの間、  
A社の本社、各工場等で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②  
における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、この期間は、私がA社本社管轄の営業所から同社B工場に転勤し  
た時期に当たるので、いずれの事業所か分からないが、申立期間②について、

厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人が保管する給料支給明細書、及びA社本社が保管している申立人に係る「昭和59年分所得税源泉徴収票兼賃金台帳」から、明細書は無いが前後の金額から推認できる昭和58年9月分を含めて、同年9月から59年9月までの間について、申立人は各事業主から標準報酬月額22万円に見合う報酬の支払いを受け、当該報酬額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る申立期間①及び③における保険料の事業主による納付義務の履行については、A社本社では、両申立期間における保険料の納付状況を示す関係資料を保管していないと回答していることから、申立期間①については、このほかに確認できる関連資料等が無いため、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③については、A社本社が保管している同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書では、当該事業所が、申立人の資格取得日における標準報酬月額をオンライン記録どおりの20万円として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録、申立人が保管している給料支給明細書(昭和58年10月分)などから、申立人が昭和40年4月1日から平成21年5月20日までの間、A社の本社、各工場等に継続して勤務し(昭和58年10月30日付けで同社本社から同社B工場に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、前述の給料支給明細書(昭和58年10月分)に記載されている厚生年金保険料額から、22万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社本社が保管している、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び前述の同社B工場に係る被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書では、申立人の前者の資格喪失日及び後者の資格取得日が、それぞれ昭和58年10月30日付け、同年11月1日付けと届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

私は、平成 17 年 8 月 10 日に、申立事業所から 20 万円の賞与を支給され、この賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、オンラインの記録では賞与支給額が 2 万円となっているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 17 年 8 月分給料明細書及び申立事業所が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所に保管されていた申立人に係る賞与支払届の賞与額は 2 万円となっている上、事業主は、誤った金額を記載して賞与支払届を提出したことを認めているとともに、事業主の銀行口座からは、標準賞与額 2 万円に相当する厚生年金保険料（2,787 円）が引き落とされていたことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく納入告知を行っておらず、事業主は申立期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 1 月から同年 8 月までの間、A 事業所の船舶に、機関員として継続して乗船していたにもかかわらず、この期間の途中の申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私の船員手帳では、私が申立期間中も申立事業所から雇用されていたことが分かるので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している船員手帳では、申立期間をすべて含む昭和 62 年 1 月 8 日から 63 年 2 月 10 日までの間、A 事業所の所有船舶の船員として継続していることが確認できる。

しかしながら、申立人が保管している B 事業所発行の辞令、及び申立事業所が保管している申立人に係る履歴書では、申立人の同委員会による任用期間は、昭和 62 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間、及び同年 5 月 1 日から 62 年 8 月 31 日までとなっており、社会保険事務所（当時）の記録と一致している。

また、A 事業所及び B 事業所では、申立人の履歴書以外には申立期間当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年ごろから 63 年ごろまでのうちの約 1 年間  
私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、営業の正社員として申立事業所に入社してすぐに、事業主の妻から社会保険に加入することを告げられ、健康保険証を交付された記憶もあるので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚、別の元同僚複数人の供述などから、期間の特定はできないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所は、平成 15 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当該事業所における当時の元社会保険事務担当者であったとする元事業主の妻から聴取したものの、申立期間当時の関係資料等を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と供述している。

また、連絡の取れた申立期間当時の元同僚のうち 3 人は「申立人の氏名は覚えていない。」、「申立事業所は、従業員の入社退社が頻繁で、すぐに辞めてしまう者も多かった。」などと供述している上、申立人の氏名を覚えているとする元同僚二人も、「申立人の在職期間は 1 年にも満たない短い期間であったので、申立事業所は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」、

「私は、申立事業所での 2 回目の勤務の際、当初は厚生年金保険に加入させられなかったもので、社会保険事務担当者の元事業主の妻へ申し出て、やっと 2 か

月後に加入させてもらった。」などと供述するのみであり、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所における加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 577 (事案 175、287 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 24 日から 45 年 3 月 20 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の脱退手当金を受給している旨の回答を受けたが、同手当金請求の受付日の昭和 45 年 3 月 27 日に疑問がある。私は、当該受付日の当時、心理不安の状態でも A 社を退職し、帰郷しており、同社からは脱退手当金の請求書の送付や説明も無く、印鑑は私の手元にあり誰が手続したか分からない。私の同意も無く、脱退手当金に係る手続がなされたことを 40 年後に知った。

また、当初の判断後、申立期間に係る裁定請求書が見つかったので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

前回はこの申立てが認められなかったが、今回、新たに脱退手当金が支給されたこととなっている時期の直後の国民年金の納付記録が見つかり、年金事務所段階における記録回復基準に合致すると思われるので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、①申立てに係る事業所において申立期間中に資格取得し、申立人の資格喪失日から前後各 2 年間に資格喪失した者の脱退手当金の支給状況を確認したところ、33 名のうち 31 名については、資格喪失日から 3 か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、当該事業所に照会した結果、「従業員に対しては、退職時に、退職金の手続書類を手渡すとともに、脱退手当金の説明も行った後、脱退手当金に係る請求用紙は社会保険事務所から取り寄せ、同手当金を請求するか否かは本人の意思に任せていた。また、頼まれて、社会保険事務所に同請求書を提出したこともあったと思う。」との回答を得ている上、当該元同僚 31 名のうち、聴取でき

た6名からは、「会社が、脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」旨の回答が得られていることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求がなされていたものと考えられる、②申立人の被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、「45.3.27」の記載が確認できる上、当該事業所の保管する申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失通知書（副）により、申立人の厚生年金基金に係る資格喪失届の受付日が昭和45年3月27日であることが確認できることから、同日に事業主によって脱退手当金裁定の請求手続が行われたものとするのが自然であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、資料として新たに脱退手当金裁定請求書を提出したが、当該裁定請求書によると、申立人が退職し、脱退手当金の対象となった事業所において、代理請求が行われたことを疑わせる事情は見受けられない上、社会保険事務所が昭和45年4月16日付けで申立人の脱退手当金を銀行又は郵便局で支払うことを決定したことを意味する「隔地払」の表示が確認できるなど、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生労働省年金局事業管理課、年金事務所などに問い合わせを行い、申立人の事案が年金事務所段階における記録回復基準に該当するとして申し立てたが、当該基準は、既に総務大臣が記録回復は不要と決定した者は対象外であるほか、申立人は、脱退手当金受給後に国民年金に加入したものの、そのことが、委員会の先の決定を変更すべき事情と認められないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとする認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から40年9月30日まで

私は、昭和32年2月に就職して以降62年11月に退職するまで同じ会社に勤めており、標準報酬月額が前月を下回ったことは一度も無いと確信している。

今回、「ねんきん定期便」で申立期間の標準報酬月額が減額となっていることが判明し、社会保険事務所（当時）で不自然な事務処理が行われていたのではないかと思われるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立事業所に係る被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の同原票に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなどの不自然な点は確認できない。

また、申立事業所から提出された申立人に係る辞令原簿（写し）によると、申立人の給与本俸は、昭和38年10月から39年9月までほぼ同額であることが確認できる。

さらに、申立期間とほぼ同時期に申立事業所の各支店から本部に異動となった申立人の元同僚10人のうち5人について、申立人と同様に異動後の標準報酬月額が異動前よりも低額となっていることがオンライン記録により確認でき、申立人の標準報酬月額のみが前月までの標準報酬月額よりも低額となり、不自然な事務処理が行われていたという事情はみられない。

加えて、複数の同僚が「支店では残業が多かった。」と供述していることから、申立期間直前までに勤務していた事業所支店においては残業代を含めた報酬額を社会保険事務所に届け出ていたと考えられるところ、事業所本部に異動



したことにより、新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の標準報酬月額については、資格取得時決定により決定されることとなり、事業所支店での残業代は考慮されなかったため、異動直前までの標準報酬月額よりも低額となったものと推認できる。

このほか、申立事業所は、申立期間当時の賃金台帳等申立人の厚生年金保険料を控除していたことを確認できる資料は無いと回答している上、申立人は申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。